

仙台市交通局規程第三号

仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十三日

仙台市交通事業管理者 吉野 博明

仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程（昭和六十二年仙台市交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(振替輸送の実施の通知)</p> <p>第五条  駅務サービス課長は、第二条の認定を行ったときは、<u>自動車部輸送課長</u>（第七条において「<u>輸送課長</u>」という。）に次の各号に掲げる事項を通知する。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>(振替輸送終了の通知)</p> <p>第七条  駅務サービス課長は、振替輸送を終了するときは、<u>輸送課長</u>に次の各号に掲げる事項を通知する。</p> <p>[一～四 略]</p>	<p>(振替輸送の実施の通知)</p> <p>第五条  駅務サービス課長は、第二条の認定を行ったときは、<u>自動車部輸送管理課長</u>（第七条において「<u>輸送管理課長</u>」という。）に次の各号に掲げる事項を通知する。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>(振替輸送終了の通知)</p> <p>第七条  駅務サービス課長は、振替輸送を終了するときは、<u>輸送管理課長</u>に次の各号に掲げる事項を通知する。</p> <p>[一～四 略]</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局鉄道管理部駅務サービス課)